２００８年１２月４日

石　川　県　知　事
　谷　本　正　憲　様

第９回 非核・平和条例を考える全国集会 in 金沢
実　行　委　員　会
共同代表　柚木　光（県平和運動ｾﾝﾀｰ代表）
岩淵正明（弁護士）
田村光彰（大学教員）

要　請　書

私たちはさる１１月２２日から２３日にかけて「第９回非核・平和条例を考える全国集会 in 金沢」を金沢市内で開催しました。県内外から二日間で延べ約７００人の参加者が集い、「平和な海、静かな空、いまこそ自治体の平和力」をメインテーマに、市民が自治体とともに地域から平和をつくりあげていく全国の様々な取り組みについて学び、情報を交換し、今後の取り組みについても議論を重ねました。

９回を重ねる本集会開催の経緯は、１９９７年の日米新ガイドラインの合意、そして１９９９年の周辺事態法の制定に遡ります。これらによって、新たに自治体や市民までもが有事法制の対象となり、戦時において、あるいは米軍の戦争に対して、政府が自治体の力、民間の力を活用できるとされました。特に港湾は、新ガイドライン合意後、米軍艦船の入港が急増しています。戦時体制への地ならしと言わざるをえません。

もちろんこのような動きを自治体側は歓迎してきたわけではありませんし、手をこまねいてきたわけでもありません。政府が合意した日米安全保障条約や日米地位協定を前に、自治体は米軍の港湾使用の要請は断ることができないと考えがちですが、実は全国各地の民間港で、港湾を管理する自治体が、米軍や政府に対し入港反対の意思を伝え、あるいは神戸市のように非核条例を制定し、事実上、入港を阻止している例もあります。また、港湾法に基づく自治体の港湾管理権を行使し、実際に入港を断った例もあります。私たちは今回の集会を開催することによって、日本国憲法前文や９条に掲げられた平和主義を実現する具体的な力が、港湾法など個別法の中の自治体の権限としてたくさん盛り込まれていること、また自治体の条例制定権もさらに活用すべきことを学ぶことができました。地域から戦争に向けた足音が強まるいまだからこそ、このような「自治体の平和力」への認識を深め、その力を発揮していくことが大切だと考えます。

今回、本集会を金沢で開催したきっかけは、金沢港が大水深岸壁を擁するターミナルとして整備されたことと無関係ではなりません（資料参照）。港が交流の拠点、平和の拠点として発展することを私たちは歓迎します。しかし、ミサイル防衛の実戦配備によって日本海側の民間港に米軍イージス艦の入港が相次ぐ中、金沢港がイージス艦も入港できる港となったことに不安を感じずにはいられません。

そこで、金沢港が対岸諸国との交流の拠点、平和の拠点として発展することを願い、石川県議会が１９９９年に全会一致で採択した非核石川県宣言を発展させ、石川県として平和行政の推進に一層積極的に取り組まれることを願い、以下２点を要請します。

記

１．非核・平和条例を制定し、非核三原則の厳守、恒久平和の実現、県民の平和的生存権の保障に関する基本原則を定め、その具体策を明示すること。

２．県管理の金沢港、七尾港の軍事利用を許さず、港湾管理条例を改正し港の平和利用を明記すること。

２００８年１２月４日

金　沢　市　長
　山　出　　保　様

第９回 非核・平和条例を考える全国集会 in 金沢
実　行　委　員　会
共同代表　柚木　光（県平和運動ｾﾝﾀｰ代表）
岩淵正明（弁護士）
田村光彰（大学教員）

要　請　書

私たちはさる１１月２２日から２３日にかけて「第９回非核・平和条例を考える全国集会 in 金沢」を金沢市内で開催しました。県内外から二日間で延べ約７００人の参加者が集い、「平和な海、静かな空、いまこそ自治体の平和力」をメインテーマに、市民が自治体とともに地域から平和をつくりあげていく全国の様々な取り組みについて学び、情報を交換し、今後の取り組みについても議論を重ねました。

９回を重ねる本集会開催の経緯は、１９９７年の日米新ガイドラインの合意、そして１９９９年の周辺事態法の制定に遡ります。これらによって、新たに自治体や市民までもが有事法制の対象となり、戦時において、あるいは米軍の戦争に対して、政府が自治体や民間に協力要請ができることとなりました。この頃から米軍艦船の民間港への入港が急増しています。戦時体制への地ならしと言わざるをえません。

もちろんこのような動きを自治体側は歓迎してきたわけではありませんし、手をこまねいてきたわけでもありません。政府が合意した日米安全保障条約や日米地位協定を前に、自治体は米軍の港湾使用の要請は断ることができないと考えがちですが、実は全国各地の民間港で、港湾を管理する自治体が、米軍や政府に対し入港反対の意思を伝え、あるいは神戸市のように非核条例を制定し、事実上、入港を阻止している例もあります。また、港湾法に基づく自治体の港湾管理権を行使し、実際に入港を断った例もあります。私たちは今回の集会を開催することによって、日本国憲法前文や９条に掲げられた平和主義を実現する具体的な力が、港湾法など個別法の中の自治体の権限としてたくさん盛り込まれていること、また自治体の条例制定権もさらに活用すべきことを学ぶことができました。地域の中から戦争に向けた足音が強まるいまだからこそ、このような「自治体の平和力」への認識を深め、その力を発揮していくことが大切だと考えます。

今回、本集会を金沢で開催したきっかけは、金沢港が大水深岸壁を擁するターミナルとして整備されたことと無関係ではなりません（資料参照）。港が交流の拠点、平和の拠点として発展することを私たちは歓迎します。しかし、ミサイル防衛の実戦配備によって日本海側の民間港に米軍イージス艦の入港が相次ぐ中、金沢港がイージス艦も入港できる港となったことに不安を感じずにはいられません。

そこで、金沢港が対岸諸国との交流の拠点、平和の拠点として発展することを願い、金沢市議会が１９８５年に採択した非核平和都市宣言を発展させ、金沢市として平和行政の推進に一層積極的に取り組まれることを願い、以下２点を要請します。

記

１．非核・平和条例を制定し、非核三原則の厳守、恒久平和の実現、市民の平和的生存権の保障に関する基本原則を定め、その具体策を明示すること。

２．金沢港の所在自治体として、金沢港の軍事利用に反対を表明し、管理者である県や関係機関にも平和利用を積極的に働きかけること。